

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和3年9月9日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2100205号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2100017号

第1 結論

昭和62年4月から昭和63年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年4月から昭和63年3月まで

私の両親は、私が20歳となった昭和57年*月頃、A市役所で国民年金の加入手続きを行い、私が就職する昭和63年3月までの国民年金保険料をB銀行C支店から納付してくれていたはずであり、請求期間のみ未納となっているのはおかしいので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A市の国民年金被保険者名簿によると、請求者に係る国民年金手帳記号番号の手帳交付年月日は昭和57年*月*日と記載されているところ、請求者は、昭和62年5月15日にD県E市から両親が居住しているF県A市に住所変更していることがオンライン記録で確認できる上、同市はB銀行が指定金融機関であり、国民年金保険料の納付が可能である旨回答していることから、請求者の両親は請求者の請求期間に係る保険料を同行C支店にて納付することが可能である。

また、請求期間は12か月と短期間であり、請求者が20歳となった昭和57年*月から請求期間の直前の期間まで、国民年金保険料が全て納付されており、請求者の両親は国民年金に対する関心が高かったものと考えられ、請求期間後において数回にわたる厚生年金保険から国民年金の切替手続きについても適正に行われていることから、請求期間のみ納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。